

【44用 語】

【欠落…かけおち】 駆け落ち、家出、出奔、失踪または逃亡して行方をくらますこと、武士の場合は「出奔」という。

【追々…おいおい】 だんだんと、そのつど、引き続き、次第に、順々に
【日限り尋…ひぎりたずね】 欠落などで行方不明の者が出た場合、家人・五人組・村役人などに日にちを限って探索させること

【猶又…なおまた】 「尚亦」とも書く。さらに、やはりまた、それに加えて

【厳敷…きびしく】 厳重に、激しく、慎重に

【行衛…ゆくえ】 「行方」とも。行く先、行った方向

【地方役所…じかたやくしよ】 所領の村々を管理した役所

【奥書…おくがき】 文書の内容を保証し承認する意。本文の奥に異筆で書かれた文書

【印形…いんぎょう】 印鑑・印影・捺印など

【44解 説】

江戸時代に村内などで家出人（欠落）が出た場合、一回は三十日で六回までの日限（三十日ずつ区切って六か月）で親類や村役人に捜させ、発見できない時には宗門人別帳から除外し、その本人は無宿（むしゆく）となった。また「永尋」（ながたずね・えいたずね）とは、三十日の捜索を六回繰り返す「日限尋」で、見つからない欠落人に対してとられた処置のことで、欠落人は無期限の捜査となり、これを「永尋」といった。この場合、家人・村方の願い出によって人別帳から除かれて帳外（ちようはずれ）となった。

本文書は安政三年（一八五六）十月、沼田藩領の利根郡下久屋村（現、沼田市）の兄弟が突然家出して行方不明となったことから、五人組仲間で三十日間の捜索を行ったものの発見できなかったため、村役人の奥印を得て沼田藩の地方役所へ届け出た文書である。このあと沼田藩が引き続き両人の捜索を指示したのか、あるいは町外扱いとしたのかは明らかでない。